

茅ヶ崎市告示第321号

茅ヶ崎市屋外広告物条例施行規則（平成23年茅ヶ崎市規則第3号）別表第1第1種地域の項及び第3種地域の項の規定により市長が別に定める区域を次のように決めました。

平成27年11月16日

茅ヶ崎市長 服部 信明

市長が別に定める区域

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により告示された茅ヶ崎都市計画浜見平地区地区計画において再開発等促進区に定められた土地の区域（公園を配置することとされた土地の区域を除く。）